

最低
賃金

ワン・ストップ 無料相談のご案内

大阪労働局雇用環境・均等部企画課
電話 06-6941-4630

悩んでおられませんか
賃金制度の見直しはどうすれば……？
生産方法や販売方法を改善したい……！

■ 経営課題と労務管理の相談をワン・ストップかつ無料で提供します

最低賃金の引上げによる影響を受ける中小企業事業主の皆様を支援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するためのワン・ストップで無料の相談窓口として、最低賃金総合相談支援センターを設けております。
ぜひ、ご利用してください。まずは、相談窓口へ！ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



専門家の派遣も無料です！



● 経営課題に関する相談の例

- ① 販路開拓
- ② 新規事業
- ③ 技術指導
- ④ 資金調達
- ⑤ マーケティング
- ⑥ IT活用による経営力強化
- ⑦ 支援制度のご案内など

● 労働条件管理に関する相談の例

- ① 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- ② 就業規則(賃金規定等)の改正
- ③ 高齢者雇用
- ④ 人材育成
- ⑤ 労働安全衛生対策
- ⑥ 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

大阪府最低賃金総合相談支援センター

〒530-0043 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階

TEL 0120-570-937

FAX 06-6585-0946

※全国最低賃金総合電話相談センターは廃止されました

業務改善助成金

このほか、中小企業事業主の皆様を支援するための業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金)を設けております。(平成28年8月24日～制度拡充)

支給対象

事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

支給の要件

- ①賃金引上計画の策定・引き上げ後の賃金支払い実績
事業場内の時間給1000円未満の労働者の賃金を60円以上(大阪府の場合)引上げ
※60円コース、90円コース、120円コースがあり
- ②労働能率の増進に資する機器・設備などを導入すること(単なる経費節減のための経費、職場環境を改善するための経費、事業運営に当然必要となる経費等は対象外)により業務改善を行い費用を払うこと、解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等

支給額

上記②の経費の10分の7(小規模事業者(※1)は4分の3)、さらに生産性要件(※2)を満たした場合には、4分の3(小規模事業者(※1)は5分の4)
上限額は、60円コースで100万円、90円コースで150万円、120円コースで200万円

※1 企業規模30人以下の事業場となります。

※2 「生産性要件」とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して、伸び率が6%を超えていること等をいいます。

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課 助成金第1係 (TEL 06-6941-4630) までお問い合わせください。